

2021年6月10日

各 位

会 社 名： N Cホールディングス株式会社
代表者名： 代表取締役社長 梶原 浩規
(コード： 6236 東証第一部)
問合せ先： 管理本部長 村田 秀和
電話番号： 03-6859-4611

株主提案者により申し立てられた業務執行検査役選任申立事件の取下げに関するお知らせ

株主提案者 23 社の一部である TCS ホールディングス株式会社及び豊栄実業株式会社（以下「TCS ホールディングスら」といいます。）は、2021 年 4 月 27 日、当社取締役の多岐にわたる「不正行為」を主張して、会社法 358 条に基づく検査役選任の申立てを行っていましたが（以下、当該申立てに係る事件を「本件裁判」といいます。）、同年 6 月 8 日、TCS ホールディングスらは申立ての全部を取り下げましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社としては、TCS ホールディングスらが本件裁判の申立てを取り下げたことは、TCS ホールディングスら自身、当社取締役が「不正行為」をした旨の自らの主張が全て根拠を欠いていたことを認め、裁判所が TCS ホールディングスらに不利な決定を下す前に、自ら取下げを行ったものであり、事実上の「敗北宣言」であります。

なお、当社取締役の不正行為など存在せず、当社の監査等委員である独立社外取締役の全員（2 名）も、本件に関して違法・不適切な点は認められないと判断していることにつきましては、当社が 2021 年 6 月 1 日に公表した「TCS ホールディングスより株主の皆様宛に送付されたはがきに関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本件裁判の申立ての取下げに至った経緯

TCS ホールディングスらは、株主提案者が株主の皆様宛てに送付しているはがきに記載している当社取締役（梶原浩規氏、吉川博志氏及び片山卓朗氏）の「不正行為」の存在等を主張し、2021 年 4 月 27 日に、東京地方裁判所に本件裁判の申立てを行い、同裁判所に合計 8 通の主張書面を提出しておりました。

これに対し、当社は、TCS ホールディングスらの主張は全くの事実無根であり、「不正行為」は一切存在しないことを主張しておりました。

これらの主張を踏まえ、2 度の審問期日を経て、裁判所から 2021 年 6 月 17 日頃に決定が下される見込みでした。

その後、TCS ホールディングスらは、2021 年 6 月 9 日付けで本件裁判の申立ての全部を取り下げ、同日、当社は裁判所からその旨の通知を受けたものであります。

2. 本件裁判の申立てを取り下げた株主の名称等

①	名称	TCS ホールディングス株式会社
	所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番 14 号 東京建物第 3 室町ビル
	代表者	代表取締役 高 山 芳 之

②	名称	豊栄実業株式会社
	所在地	東京都豊島区目白二丁目 16 番 20 号 TCS-HD 南池袋ビル
	代表者	代表取締役 高 山 芳 之

3. 本件裁判の申立てが取り下げられた日

2021 年 6 月 9 日

4. 本件裁判の申立ての内容

(1) 本件裁判の申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 本件裁判の申立ての趣旨

当社の業務の執行及び財産の状況を調査させるため、検査役の選任を求めること

5. 今後の見通し

TCS ホールディングスらの申立ての取下げにより、本件裁判は終了し、会社法 358 条に基づく検査役は選任されないこととなります。

以上